

市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

【案件名】 「（仮称）いわき水みらいビジョン2031（案）」に対する市民意見募集

（パブリックコメント）について

部課等名：水道局経営戦略課

No.	分類	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>施策と事業について 方向性1 安全でおいしい水道水の供給関係</p>	<p>水源かん養林保護地区指定条例の設定を提案します。 安全・安心なおいしい水を未来永劫確保するために、いわき市民が水源かん養林指定地区を買収する。 1. NPO法人が運営する。 2. 寄付金・ふるさと納税などを活用する。 3. いわき市外地も買収する。</p>	<p>水源かん養林保護の取組については、平成13年に水源保全基金条例を制定し、森林の水源かん養機能の維持向上の事業など市全体として水源地域における森林の保全に取り組んでおり、水道事業においても、基金の一部を負担することで参画しているところです。 いただいたご意見については、こうした取組での今後の参考とさせていただきます。 また、水道事業における水道水源保護の取組については、水道水源を保護し、住民の生命及び健康を守ることを目的として、平成4年3月に水道水源保護条例を制定するとともに、有識者等で構成する水道水源保護審議会を設置し、本市の水道水源及びその上流地域における排水の監視など、水質の汚濁防止に取り組んでおります。また、平成8年度からは、生活排水による水源河川の水質汚濁を防止するため、水道水源保護地域内における合併処理浄化槽の設置者等に対し、設置費の一部を補助する水道水源水質保全促進事業補助金を交付するなど水道水源の保護に取り組んできており、今後もこうした取組を継続して実施していきたいと考えております。</p>
2	<p>施策と事業について 方向性3 持続可能な経営基盤の確立関係</p>	<p>普段水道に触れる機会は、家庭内か商業・公共施設のトイレ位しか無い。屋外の道端等、身近な所でも水道と言う存在に触れられる場所を設けてはどうだろうか。 例えば、消火栓や公共施設・コンビニやスーパー等に給水施設(水道の蛇口や災害時用の高水圧の栓等)を設ける。基本的には常時給水可能な水圧を維持するが、普段から使用可能にして置くと無料使用者が増えて市の水道事業収入が減少する事が考えられる為、ここからの給水(一般への解放)は非常時に限定する。又、長時間使用しない事に因る水質の劣化を防ぐ為、給水施設のある公共施設やスーパー等には管理者になって貰い、同給水施設から定期的に放水したり、トイレの水(流水による排泄物処理)や製氷(食材・食品運搬時に使用する、非飲食)用の水道としても(有料で)使用して貰ったりする。この給水栓にオンライン(インターネット接続された)の流量計を取り付ければ、どの給水栓が何時、どの位使用されたかが水道局等で直ぐにわかり、定期放水された、その給水栓が解放される必要がある程の災害が発生した、漏水が発生して居る、等の推測も可能となる。 給水施設には掲示板やQRコードを設け、その水道の水が何処から来ているのか、どんな浄水場でどんな処理がされて、どんな水道管で運ばれて来ているのか、水道局からどんな事を伝えたいか等の水道施設の情報に、その場で触れられる様にする。小学生の自由研究や災害対策の学習等にも使用出来る様にする事で、子供の内から市の水道に就いての知識や愛着を得られる様にする。 QRコードを設ける場合には、水道設備の不具合を発見した場合や、質問・提案等がある場合に、水道担当者に繋がる電話番号や電子メールアドレス、写真・動画受付等の連絡先・リンクも併記すると、水道設備の更新(修理・向上)に役立つ。</p>	<p>水道に触れる機会を増やす取組については、水道週間イベントや施設見学会の開催、出前講座の実施など水道事業への理解の深化を目的として取り組んでおり、今後もこうした取組を継続して実施していきたいと考えております。 なお、いただいたご意見については、本ビジョンに基づく今後の取組の参考とさせていただきます。</p>